平成21年1月19日

1. 出席議員

議	長	杉	原	豊	喜
1	番	上	田	雄	_
3	番	Щ	口	裕	子
5	番	大河	可内		智
7	番	古	Ш	盛	義
9	番	Щ	П	良	広
11	番	Щ	﨑	鉄	好
13	番	前	田	法	弘
15	番	石	橋	敏	伸
17	番	小	池	_	哉
19	番	Щ	口	昌	宏
21	番	吉	原	武	藤
26	番	Ш	原	千	秋
28	番	富	永	起	雄
30	番	谷	口	攝	久

副議長 牟 田 勝 浩 2 番 浦 泰孝 松尾 輔 4 番 陽 番 6 宮 本 栄 八 番 上 野 淑 子 8 10 番 吉 Ш 里 已 末 藤 12 番 正幸 14 番 小 栁 義 和 16 番 樋 渡 博 德 大 渡 幸雄 18 番 尾 20 番 松 初 秋 平 野 22 番 邦 夫 佐一郎 27 番 髙 木 番 黒 岩 幸生 29

2. 欠席議員

23 番 江原一雄

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 末 次 隆 裕 次 長 黒 川 和 広 議 事 係 長 川久保 和 幸 議 事 係 員 森 正 文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市						長	樋	渡	啓	祐
副			市			長	古	賀		滋
副			市			長	大	田	芳	洋
教			育			長	浦	郷		究
総		務		部		長	大	庭	健	三
企		画		部		長	角			眞
営		業		部		長	前	田	敏	美
<	È	5	L	는 건	部	長	國	井	雅	裕
\mathcal{L}	٤	 	ŧ	Ė Ž	部	長	藤	嵭	勝	行
ま	ち	づ	<	り	部	長	松	尾		定
Щ	Þ	习	支	Ē	沂	長	永	尾	忠	則
北	ナ	ブ	支	Ē	沂	長	浦	郷	政	紹
会	言	+	管	Į	里	者	森		基	治
教		育		部		長	古	賀	雅	章
水		道		部		長	宮	下	正	博
市	民	病	院	事	務	長	伊	藤	元	康
総		務		課		長	山	田	義	利
財		政		課		長	久	原	義	博
企		画		課		長	橋	口	正	紀
選挙管理委員会事務局長				長	大	宅	敬	_		
監查委員事務局長					局	長	吉	野	孝	_
農業委員会事務局長 西村 益						生				

	議事	日	程	第 7	号	
				1月19日	(月)	10時開議
日程第1	第117号議案	武雄市县	長期継続契約に	関する条例	(質疑・)	総務常任委員会
		付託)				
日程第2	第118号議案	武雄市	国民健康保険条	例の一部を改	で正する	条例(質疑・福
		祉文教育	常任委員会付託)		
日程第3	第119号議案	武雄市纲	病院事業の設置	等に関する条	例の一	部を改正する条
		例(質與	疑・総務常任委	員会付託)		
日程第4	第120号議案	武雄市位	本育施設の指定	管理者の指定	ここつい	て(質疑・福祉
		文教常信	壬委員会付託)			
日程第5	第121号議案	武雄市戶	眉山キャンプ場	易の指定管理	者の指見	定について(質
		疑・福祉	业文教常任委員	会付託)		
日程第6	第122号議案	武雄市蓟	勧労者福祉会館	官の指定管理	者の指見	定について(質
		疑・産業	業経済常任委員	会付託)		
日程第7	第123号議案	武雄市月	川古の大楠公園	園の指定管理!	者の指見	定について(質
		疑・産業	業経済常任委員	会付託)		
日程第8	第124号議案	武雄市行	竹古場キルンの	森公園の指定	管理者	の指定について
		(質疑	• 産業経済常任	委員会付託)		
日程第9	第125号議案	武雄市纪	F. と ダム広場の	指定管理者の	指定に	ついて(質疑・
		建設常信	壬委員会付託)			
日程第10	第126号議案	財産の国	仮得について(質疑•福祉文	教常任	委員会付託)
日程第11	第127号議案	平成20年	F度武雄市一般	会計補正予算	〔(第12	回)(質疑・所
			委員会分割付託			
日程第12	第128号議案					甫正予算(第3
			質疑・福祉文教			
日程第13	第129号議案	• //-	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		.,	計補正予算(第
		2回)	(質疑・建設常			
日程第14	第130号議案				別会計	補正予算(第2
des total	tra management		質疑・建設常任			
日程第15	第131号議案					計補正予算(第
and the second	halon and the second	2回)	(質疑・建設常			p folio / tata
日程第16	第132号議案		年度武雄市競輔		計補正う	₽算(第2回)
		(質疑	• 産業経済常任	委員会付託)		

o **=** -

日程第17	第133号議案	平成20年度武雄市病院事業会計補正予算(第3回)	(質
		疑・総務常任委員会付託)	
日程第18	第134号議案	平成20年度武雄市水道事業会計補正予算(第1回)	(質
		疑・建設常任委員会付託)	
日程第19	第135号議案	平成20年度武雄市工業用水道事業会計補正予算(第1	回)
		(質疑・建設常任委員会付託)	
日程第20	報告第14号	専決処分の報告について (質疑)	

開 議 10時

〇議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき、議案審議を進めます。

日程第1. 第117号議案 武雄市長期継続契約に関する条例についてを議題といたします。 提出者から説明を求めます。大庭総務部長

〇大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。第117号議案 武雄市長期継続契約に関する条例について説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

まず、長期継続契約制度の概要について申し上げます。

地方公共団体における契約は、通常、単年度ごとに締結するのが原則でございますが、この長期継続契約は、各年度の予算の範囲内で役務を受けることを条件として、複数年度にわたる契約を締結することが特徴でございます。長期継続契約に該当する契約としましては、地方自治法の規定により、電気、ガス、水道の供給契約や電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約のほか、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定める契約がこの長期継続契約に該当する契約として定められております。これを受けて、今回、長期継続契約を締結できる契約を定めるため、この条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条では、この条例が地方自治施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものであることを明らかにするため、趣旨規定を設けております。

第2条では、各号列記以外の部分の規定では、長期継続契約を締結することができる契約

- **-** -

は、物品を借り入れる契約と役務の提供を受ける契約、これら2つの契約であることをまず 明らかにして、第1号と第2号で具体的な契約を定めております。

まず第1号では、電子計算機や自動車などの物品を借り入れる契約のうち、商習慣上、複数年にわたり契約を締結することが一般的な契約で規則等で定める契約としております。

次に、第2号では、庁舎等の管理、電子計算機処理にかかわるプログラムの保守など、翌年度以降にわたり継続的に役務の提供を受ける必要のある契約で、規則等で定める契約としております。例えば、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるものなどが想定されます。これらの規定では、法令の規定を前提にした長期継続契約を締結できる契約、すなわち翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、その契約の事務取り扱いに支障を及ぼすような契約の種類を例示するにとどめ、個別具体的な契約については規則等で定めることにしております。

次に、第3条では委任規定を設けております。

附則では、施行期日を公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(杉原豊喜君)

本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。第117号議案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第2. 第118号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題 といたします。

提出者から説明を求めます。國井くらし部長

〇國井くらし部長〔登壇〕

それでは、第118号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明を 申し上げます。

議案書の3ページでございます。

改正する条例につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の改正でございます。今回の改正は、分娩に係る医療事故により、重度の脳性麻痺となった子ども及びその家族の経済的負担を速やかに補償するものであります。この補償制度の名称を、産科医療補償制度と言い、その内容は分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠、分娩にもかかわらず、重度の脳性麻痺となった者に補償金を支払うものであります。補償金額につきましては、3,000万円、保険料掛金は1分娩当たり3万円となっています。この保険料の水準を踏まえ、出産育児一時金について3万円を超えない範囲で加算するものであります。

それでは、改正の概要を御説明いたします。

第6条第1項にただし書きを加え、健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、3万円を超 えない範囲で加算するものであります。

次に、附則でございますが、第1項で施行期日を公布の日からとし、第2項では平成21年 1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用することといたしております。

以上で第118号議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(杉原豊喜君)

本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

第118号議案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第3. 第119号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者から説明を求めます。伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

第119号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明 を申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

条例改正の内容は、平成12年2月に国立病院より市民病院に移譲されました病床数より、結核病床分20床を廃止し、一般病床135床とするものでございます。結核病棟の廃止につきましては、平成19年8月に佐賀県に申し入れを行い、この結果、平成20年4月に作成されました第5次佐賀県保健医療計画の中で、結核基準病床数の大幅な見直しにより結核病床を有する医療機関から武雄市民病院が削除されましたので、今回病棟の利活用を図るため、条例改正をお願いするものです。

また、附則の第2条では、武雄市職員の特殊勤務手当の第2条第12号と第14条で定めておりました結核病棟看護手当を削除していただくことをあわせてお願いしているところでございます。

以上、簡単でございますが、説明にかえさせていただき、よろしく御審議賜りますようお 願いいたします。

〇議長(杉原豊喜君)

本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。29番黒岩議員

o **=**

〇29番 (黒岩幸生君) [登壇]

これは整合性の問題で聞いておきたいと思いますけれども、実は国立病院武雄療養所から引き受けるときに、一般病床は135床と、それから結核が20床は、もちろん20床は85%になるんだということで引き受けて、1億4,000万円ですか、損をしたんですけれども、そのとき言われた言葉の中に、結局看護師のローテーションがよくなるからというのがあるんですよね。今回、20床下げることによって、そこら辺がどう変わるのかですね。もし検討されて、今こういう時期ですので、そこまで検討できていないかわかりませんけれども、もう7対1にかえていっているので、違うかわかりませんけれども、もしよければ、これは整合性の問題ですので、そこら辺どう変わっていくんだよということを、もし検討されていれば、お伺いいたしたいと思いますけど。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長 [登壇]

看護師の配置の御質問だったというふうに思いますけれども、まずもって医療法上の看護師の配置で申し上げますと、一般病床は3床に1名、それから結核病床については4床に1名を配置をしなければならないと。また、それの上に看護の基準、看護基準、これは医療点数上の問題になりますけれども、1対13から1対10、1対7という形の配置で、両方から計算をするわけであります。まずもって、医療法上の看護師配置から申し上げますと、当然、今黒岩議員がおっしゃるとおり20床減るわけですから、そういう意味では、その分の看護師については不要になるという、あくまで数字上の計算ですけれども、そういう形になると。

ただ、平成12年段階から看護基準がずっと見直されてきましたので、この関係上、医療点数をどの配置にするかということで見た結果から申し上げますと、今一般病床135床で考えましても、今の看護師でやっとこさというのが今の現状でございます。

〇議長 (杉原豊喜君)

29番黒岩議員

〇29番 (黒岩幸生君) [登壇]

ちょうど流れの中で、看護師をそのまま置いたほうが、引き受けるときですよ。置いたほうが20床持ったほうがローテーションがよくなるということで、結果的にはそこで1億4,000万円もの赤字を出したんですよね。そういうやり方だったので本当に筋が通らないような状態だということで、前の3月議会のとき、そこを追及しましたけど、当時、いや、それでよかったんだということでありましたので、今聞いたんですけど、看護基準が変わっていると。だから、そっちに向かっているんだというふうにいいですね。はい、わかりました。

〇議長(杉原豊喜君)

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

第119号議案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第4. 第120号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定についてから日程第9. 第125号議案 武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定についてまでの以上6議案については、一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。角企画部長

〇角企画部長〔登壇〕

第120号議案から第125号議案について一括説明を申し上げます。

議案集の5ページから11ページまでを参照ください。

第120号議案から第125号議案であります公の施設の指定管理者の指定に関する議案について御説明申し上げます。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法及び本市条例に定めるところにより、現在8施設の指定を行っております。このうち平成21年3月31日までの指定期間となっている施設は6施設ございます。指定期間の終了に伴い、新たな指定管理者の選定を行うことになりました。施設の性格等を考慮し、設置目的を最も効率的に達成することができる団体がある2つの施設につきましては、指定管理者候補者を非公募とし、その他の4施設につきまして公募いたしました。公募については、平成20年9月10日から平成20年10月15日まで行い、それぞれ1団体のみの応募でございました。

応募された団体及び非公募施設の団体につきまして、庁内の選考委員会により審査し、すべての団体が指定管理者として適切であるとの判断をいたしましたので、6施設について指定管理者の指定に関する議案を提案するものであります。

選考委員会において選考いたしました指定管理者候補は、5ページでございますが、体育施設につきましては、財団法人武雄市体育協会。

7ページでございます。眉山キャンプ場につきましては、非公募といたしました。菅牟田 区でございます。

8ページでございます。勤労者福祉会館につきましては、武雄市勤労者福祉協議会でございます。

9ページでございます。川古の大楠公園につきましては、若木町振興協議会でございます。 10ページでございます。竹古場キルンの森公園につきましては、竹古場キルンの森公園運 営協議会でございます。

11ページでございます。矢筈ダム広場につきましては、非公募でございます。西川登町町づくり推進協議会でございます。

指定の期間につきましては、すべて平成21年4月1日から平成24年3月31日までといたし

- **-** -

ております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長 (杉原豊喜君)

第120号議案から第125号議案までの以上6議案に対する一括質疑を開始いたします。 質疑ございませんか。6番宮本栄八議員

〇6番(宮本栄八君)[登壇]

指定管理の分はいいと思うんですけれども、ここでずっと管理をされていると思うんですけれども、そこで、ここを改修したほうがいいとか、そういうふうなことも思われるんじゃないかなと思うんですよね。例えば、白岩でいえば、グラウンドはきれいに整備されていますけれども、もともと地盤が波打ってきていると。そういうのの、何ですかね、結局改修計画なり管理者と、もっともっと保有者という武雄市との連絡というのはどういうふうにされているか、お聞きします。

〇議長(杉原豊喜君)

古賀教育部長

〇古賀教育部長〔登壇〕

施設の管理につきましては、基本的には武雄市が責任を持っております。したがいまして、 指定管理者と本市、白岩競技場でございますと、武雄市教育委員会が密に連絡をとり合って 計画を立てているというふうな状況になっております。

〇議長(杉原豊喜君)

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

第120号議案及び第121号議案は福祉文教常任委員会に、第122号議案、第123号及び第124 号議案は産業経済常任委員会に、第125号議案は建設常任委員会にそれぞれ付託をいたしま す。

日程第10. 第126号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から説明を求めます。古賀教育部長

〇古賀教育部長〔登壇〕

議案書の12ページをごらんいただきたいと思います。

第126号議案 財産の取得につきまして説明を申し上げます。

この議案は、史跡おつぼ山神籠石の公有化事業に伴いまして、本年度の買い上げ事業費に つきまして、仮契約が調いましたので、提案したものでございます。

条例の武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規

定に基づき、お願いをするものであります。

史跡おつぼ山神籠石の公有化事業につきましては、平成18年から平成22年までの事業としまして、総事業費 1 億5,400万円で事業を進めているわけですけれども、平成20年度の事業につきましては、13ページをごらんいただきたいと思いますが、土地につきましては、21筆、全体で面積が 4 万1,663.96平方メートル、金額が1,715万1,334円であります。このほか立木の買い上げにつきまして仮契約をいたしておりまして、この金額が802万5,532円であります。合わせまして、2,517万6,866円となっております。

具体的な契約書につきましては、別途議案資料につけておりますので、御参考にお願いを したいというふうに思います。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますよう お願いいたします。

〇議長 (杉原豊喜君)

本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

第126号議案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11. 第127号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算(第12回)を議題といたします。

提出者から説明を求めます。大庭総務部長

〇大庭総務部長〔登壇〕

第127号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算(第12回)について説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の「歳入歳出予算の補正」では、歳入歳出にそれぞれ1億5,547万6,000円を追加し、 補正後の総額を歳入歳出それぞれ204億455万9,000円とするものでございます。

第2条の「繰越明許費」では、6ページの第2表のとおり、市道追分医王寺線新橋橋梁調 査業務について、平成21年度に繰り越して事業を行う必要がございますので、今回繰越明許 費をお願いするものでございます。

第3条の「債務負担行為の補正」につきましては、7ページの第3表のとおり、平成21年 度から23年度までの体育施設などの指定管理料について債務負担行為の追加をお願いするも のでございます。

このほか第4条の「地方債の補正」では、8ページの第4表のとおり、事業費の変更等に 伴い、借入限度額の変更をお願いしております。

- **-** -

それでは、歳入歳出予算の補正の主な内容について、補正予算説明書のほうで説明させて いただきます。

今回の補正予算の編成に当たりましては、9月補正後の早急に対応が必要となったものや、 職員給与費に要する経費のほか、事業費の確定等に伴い、予算の調整が必要となったものに ついて所要の額を計上いたしております。

まず歳出の主なものについて御説明申し上げます。

予算説明書の(12)ページをごらんください。

- 3款、民生費、1項、社会福祉費、4目、更生援護費では、北方公民館におけるオストメイト対応トイレ改修工事費をお願いしております。
- (16)ページの6款.農林業費、1項.農業費、5目.農地費で、県単さが農業農村振興整備事業補助金をお願いしております。これは耕作放棄地の解消と、その発生を防止するため、農家の方が複数の隣接した農地を統合し、区画を整理をする、いわゆるせまちだおしに対し補助を行うもので、今回は橘町上野地区の事業に対し補助を行うものでございます。
- 6目.水源整備費では川登土地改良区において、庭木ダム建設にかかわる借入金の繰り上げ償還が行われることになりましたので、これに伴い、川登土地改良区に対する償還補助金き追加をお願いするものでございます。
- (18)ページの7款. 商工費、1項. 商工費、4目. 観光施設費では、保養村内において本市の土地開発公社が先行取得した用地について追加購入するものでございます。
- 8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、2目. 道路維持費では、市道の維持に要する工事費の 追加をお願いしております。
- (19)ページの6目. 橋梁整備事業費では、先ほど繰越明許費で申し上げました市道追分医 王寺線新橋橋梁調査委託料をお願いしております。北方町の市道追分医王寺線、六角川にか かる新橋の橋台にクラックが生じており、早急にその原因と対応方法等について調査をする 必要がございますので、来年度までの工期で調査を行うものでございます。
- (20)ページの4項. 都市計画費、2目. 鉄道高架事業費では、事業費の減少に伴い、佐賀県に対するJR佐世保線武雄温泉駅付近連続立体交差事業負担金を減額しております。
- (22)ページ、10款. 教育費、1項. 教育総務費、1目. 教育委員会費では、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、外部評価委員会に要する経費を計上しております。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないことになりましたので、今回外部評価委員会を設け、点検及び評価を行うものでございます。

以上、歳出の主なものについて御説明申し上げましたが、これらの財源としては歳入で国庫支出金55万5,000円、財産収入8,410万円、繰入金1億3,000万円などを計上いたしており

ます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(杉原豊喜君)

本案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

〇22番(平野邦夫君)〔登壇〕

予算書の(7)ページ、雑入ですね。杵藤広域圏負担金(介護保険)返還金1,601万7,000円 とありますけれども、これはどういう性質のものですかね。これは雑入に入ってくるわけで すけれども、これは歳出の関係で説明いただけませんか。

〇議長(杉原豊喜君)

國井くらし部長

〇國井くらし部長〔登壇〕

この介護保険料の負担金は、平成19年度分の精算分になっております。

〇議長 (杉原豊喜君)

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

第127号議案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、分割付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第12. 第128号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)を 議題といたします。

提出者から説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

第128号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出の予算額の総額に、今回の補正額1億3,832万4,000円を追加し、歳入歳 出の予算額の総額を58億9,962万7,000円とするものであります。

それでは、補正予算書説明書(5)ページをお願いします。

歳出から御説明いたしますと、1款.総務費、1目.総務管理費では、給与等の調整を行っております。

2款.保険給付費、3目.一般被保険者療養費では、療養費の不足及び5目.審査支払手数料では、審査支払手数料の不足が見込まれておりますので、それぞれの追加をお願いいたしております。

次に、(6)ページをお開きください。

2項. 高額療養費、1目. 一般被保険者高額療養費及び2目. 退職被保険者等高額療養費では、それぞれの高額療養費の不足が見込まれますので、追加をお願いいたしております。

3款.後期高齢者支援金、1目.後期高齢者支援金では、支援金の追加をお願いいたして おります。

12款. 予備費では、7,387万8,000円を計上いたしております。

次に、歳入について御説明をいたします。

(3)ページをお願いします。

3款.国庫支出金、1目.療養給付費等負担金では、保険給付費及び高額療養費の追加補 正に伴う負担金の追加を計上いたしております。

また、5款. 前期高齢者交付金、1目. 前期高齢者交付金では、後期高齢者支援金の追加に伴う交付金の追加を見込んでおります。

10款.繰入金、1目.一般会計繰入金では、給与等の調整に伴う繰入金であります。

(4)ページをお開きください。

11款. 繰越金では、前年度繰越金を計上いたしております。

以上、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〇議長(杉原豊喜君)

本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

第128号議案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第13. 第129号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)を議題といたします。

提出者から説明を求めます。松尾まちづくり部長

〇松尾まちづくり部長〔登壇〕

第129号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2回) について 説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費及び公債費の補正が主なものであります。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,161万5,000円と定めるものでございます。

それでは、予算内容につきまして、(3)ページの歳入から御説明いたします。

4款1項1目.一般会計繰入金を減額しておりますが、人件費及び償還金利子の減額によるものでございます。

次に、(4)ページの歳出でございますが、1款 1 項 1 目. 一般管理費の 2 節から 4 節の人件費は、職員の人事異動に伴う補正でございます。

次に、2款1項2目. 利子は、農業集落排水事業債の償還利率の確定に伴う減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〇議長(杉原豊喜君)

本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

第129号議案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第14. 第130号議案 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2回) を議題といたします。

提出者から説明を求めます。松尾まちづくり部長

〇松尾まちづくり部長 [登壇]

第130号議案 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2回) について説明を申し上げます。

今回の補正は、西浦地区の下水道菅埋設工事に伴う歳出予算の組み替えを計上させていた だいております。歳入歳出の補正及び繰越明許から成っております。

予算書 2ページ及び 3ページの第 1 表は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ196万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億7,761万9,000円と定めるものでございます。

それでは、予算内容につきまして、予算説明書(3)ページの歳入から御説明いたします。

歳入の4款1項1目.一般会計繰入金を減額しておりますが、人件費及び償還金利子の減額によるものでございます。

次に、(4)ページ歳出でございますが、1款1項2目.事業費の2節から4節の人件費に つきましては、職員の人事異動に伴う補正でございます。

13節.委託料、15節.工事請負費及び22節.補償費につきましては、西浦地区の幹線管渠埋設工事で、推進工事に必要な発進立て坑の設置が、西浦交差点の改良工事区域内となっていることから、交差点改良の早期完成のためには下水道工事を先行し、工事が重複しないよう早急に着工することが必要となったため、予算の組み替えをお願いするものでございます。

2款1項2目. 利子は、下水道事業債の償還利率の確定に伴う減額でございます。

次に、予算書4ページ、第2表の繰越明許費について御説明いたします。

西浦地区の下水道管埋設工事につきましては、交差点改良工事及びJR在来線撤去工事との関係で、2月発注を予定しておりますが、5カ月間の工期を要することから、年度内完了

は困難でありますので、繰越明許をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〇議長(杉原豊喜君)

本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

第130号議案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第15. 第131号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2回)を議題といたします。

提出者から説明を求めます。松尾まちづくり部長

〇松尾まちづくり部長 [登壇]

第131号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2回)について 説明を申し上げます。

今回の補正は、区画整理事業の基本事業費とまちづくり交付金の内示変更に伴う財源の補 正及び予算の組み替え並びに繰越明許でございます。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ272万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,097万9,000円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして予算説明書(3)ページ、歳入から御説明いたします。

1款1項1目. 国庫補助金の増額は、内示額の変更による増額でございます。

(4)ページ、6款1項1目.土地区画整理事業債は、まちづくり交付金の充当率変更に伴う減額でございます。

次に、(5)ページの歳出でございますが、1款1項1目.事業費の2節から4節の人件費 は職員の人事異動に伴う補正でございます。

9節の旅費は、事業計画・実施計画変更の本省協議等の旅費でございます。

13節. 委託料及び15節. 工事請負費につきましては、新幹線事業の早期着手のために区画整理地区を2校区に分割する事業計画・実施計画の変更及び換地処分に伴う登記簿等の不突合調査委託のための予算の組み替えを行うものでございます。

2款1項1目の公債費は、区画整理事業債の償還利率の確定に伴う減額でございます。

次に、予算書4ページ、第2表の繰越明許費について御説明申し上げます。

西浦交差点付近の甘久武雄線や高架下を利用した観光交流センター2期工事など、8件の 工事につきましては、高架事業との工事調整から、2月発注を予定しておりますが、年度内 完成が困難となりました。また、新幹線事業の早期着手のための事業計画・実施計画変更等、

3件の委託業務の鉄道運輸機構等との協議に不測の時間を要し、年度内完了が見込めなくなりましたので、繰越明許をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〇議長 (杉原豊喜君)

本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第131号議案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第16. 第132号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第2回)を議題 といたします。

提出者からの説明を求めます。前田営業部長

〇前田営業部長〔登壇〕

第132号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算 (第2回) につきまして説明 を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条では歳入歳出それぞれ42万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ161億8,888万5,000円といたしております。今回の補正は人事異動に伴う人件費の補正と競輪事業基金利子の積立金でございます。

それでは、予算説明書の(3)ページの歳入でございますが、競輪事業基金の利子を計上しております。

次に、(4)ページの歳出につきましては、基金積立金と職員の人件費の補正をお願いして おります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(杉原豊喜君)

本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

第132号議案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第17. 第133号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算(第3回)を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長 [登壇]

第133号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算(第3回)について説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条は、第119号議案に関連して、結核病床数を減じた135床に改めております。

2ページの第 5 条では、議会の議決を経なければ流用できない経費として、今回補正をお願いしております人件費の総額4,985万8,000円を追加し、9億6,743万1,000円に、第 6 条ではたな卸資産の購入限度額を薬品費の減額補正分7,000万円を減じた 2億5,372万9,000円にそれぞれ改めているところでございます。

第3条の収益的支出及び第4条の資本的支出は、9ページからの補正予算説明書において 説明いたします。

9ページの収益的支出の第1款第1項第1目. 給与費の第4節. 医療技術員給及び第8節. 医療技術員手当は、リハビリ職員の増員による増額をお願いしております。

第9節の賃金では、看護師及び看護助手の嘱託職員賃金の増額をお願いしております。

第10節の報酬では、救急救命部長及び研修医分につきまして、9月議会で御承認いただきました池友会との指導業務委託料による支出としたために減額補正をお願いしております。

第2目. 材料費、第3目. 経費では、精算見込みによる減額補正をお願いしているほか、 第13節. 賃借料の自動血液凝固測定装置を、当初予算段階ではリース対応で予算化しており ましたが、その後、メーカーとの協議により購入することとしたため、建設改良費に組み替 えをいたしております。

次に、建設改良費では、医療機器購入費として、先ほどの分につきまして購入の補正をお願いしているほか、備品購入を追加でお願いしているところであります。

この結果、平成20年度武雄市病院事業会計予定貸借対照表の8ページの下ほどの欠損金に 記載しておりますように、当年度純損失を4億3,489万円と見込んでいるところでございま す。

以上、簡単でございますが、御説明にかえさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〇議長(杉原豊喜君)

本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

第133号議案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第18. 第134号議案 平成20年度武雄市水道事業会計補正予算(第1回)を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。宮下水道部長

〇宮下水道部長〔登壇〕

第134号議案 平成20年度武雄市水道事業会計補正予算(第1回)について説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条において、収益的収支の収入を357万7,000円増額し、13億5,864万1,000円に、支出を3,290万7,000円減額し、13億3,882万円とするものです。

次に、第3条において、資本的収支の収入を1,000円増額し、7,178万円に、支出を12億 1,528万7,000円増額し、17億7,092万3,000円とするものです。

この補正内容につきましては、6ページからの補正予算説明により説明させていただきます。

まず、6ページの収益的収入ですが、高料金対策補助金の繰り出し基準単価の変更による もので、357万7,000円を増額するものです。

収益的支出につきましては、主に平成19年度分の補償金免除繰り上げ償還に係る企業債利息を3,290万7,000円減額しております。

続きまして、7ページの資本的収入ですが、統合簡易水道の元金分の繰入金を1,000円増額いたしております。

次に、資本的支出につきましては、これまでの水道事業のために借り入れました起債のうち、利率が5%以上のものにつきましては、平成19年度から3カ年にかけまして繰り上げ償還ができるようになりました。そこで、当初予算の段階では、平成19年度分の補償金免除繰り上げ償還額は未確定であったため、従前の元利償還額で計上いたしておりましたので、その調整と合わせまして、今年度の補償金免除繰り上げ償還額の12億1,528万7,000円の補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い 申し上げます。

〇議長(杉原豊喜君)

本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

第134号議案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第19. 第135号議案 平成20年度武雄市工業用水道事業会計補正予算(第1回)を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。宮下水道部長

〇宮下水道部長 [登壇]

第135号議案 平成20年度武雄市工業用水道事業会計補正予算 (第1回) について説明を 申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条中、収益的支出につきましては、164万3,000円減額し、6,123万円とするものです。 次に、第3条中、資本的収支予算の収入に5,770万円の企業債を新たにお願いするもので す。この借入先は、第4条で記載しております。資本的収支の支出につきましては、6,234 万円増額し、9,572万3,000円とするものです。この補正内容につきましては、5ページの補 正予算説明書により説明させていただきます。

先ほどの第134号議案と同様に、工業用水道事業におきましても、利率が5%以上の起債について繰り上げ償還することができるようになっております。当初予算の段階では、平成19年度分の補償金免除繰り上げ償還額は未確定であったため、従前の元利償還額で計上しておりましたので、5ページの収益的支出におきましては、その調整分と合わせて164万3,000円の減額を計上し、資本的支出では補償金免除繰り上げ償還額の6,234万円の補正をお願いするものです。

また、この資金調達としまして、資本的収入に5,770万円の借換債を新たにお願いするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(杉原豊喜君)

本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

第135号議案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第20. 報告第14号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。大庭総務部長

〇大庭総務部長〔登壇〕

報告第14号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

議案書14ページでございます。

これにつきましては、職員が起こしました交通事故の損害賠償について、市長の専決処分 事項の指定に関する条例の規定により、平成20年12月25日付で専決処分をいたしたものでご ざいます。

事故の概要でございますが、平成20年11月27日午前9時45分ごろ、武雄市役所本庁東側車 庫に職員が公用車を駐車する際、駐車してありました小栁義和議員の自家用車に接触し、損

害を与えたもので、損害賠償の額は14万7,432円でございます。

車庫の柱に気を取られ、周辺確認が不十分であったことがその原因かと思われます。関係 職員につきましては、厳重に注意し、事故防止に努めるよう指導したところでございます。 以上、概要報告とさせていただきます。

〇議長(杉原豊喜君)

報告第14号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

報告第14号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 10時49分